　　　浜田市認知症高齢者等のＳＯＳネットワーク事業実施要綱

（どんちっちＳＯＳネット）

（目的）

第1条　この要綱は、認知症により所在不明となるおそれのある高齢者等を早期に発見し、保護することができる体制を構築し、当該高齢者等の生命、身体の保護及び家族等への支援を行うこと、及び身元が判明しない者に対して、関係機関と連携し、早期特定につなげることを目的とする。

　（実施機関）

第2条　この事業の実施機関は、浜田市及び浜田警察署とする。

　（捜索対象者）

第3条　この事業による捜索の対象者（以下「捜索対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

　(1) 認知症により所在不明となった高齢者

　(2) その他浜田市長又は浜田警察署長が必要と認めた者

　（ネットワーク等）

第4条　この事業のネットワークは、浜田市及び浜田警察署並びに第1条の目的に賛同し、協力する機関、事業所及び団体（以下「協力事業所」という。）で構成する。

2 　協力事業所は、浜田市長又は浜田警察署長に、どんちっちＳＯＳネット協力事業所届出書（様式第1号）を提出するものとする。

　（捜索の依頼）

第5条　この事業により捜索の依頼をしようとする者（以下「捜索依頼者」という。）は、浜田警察署長に、どんちっちＳＯＳネット捜索依頼書（様式第2号。以下「捜索依頼書」という。）を提出するものとする。

　（捜索等）

第6条 　浜田警察署長は、前条の捜索依頼書を受理したときは、次の手段の区分のうち、捜索依頼者が希望する手段により手配をするものとする。

　(1) 官公署間等において捜索に必要な個人情報を収集し、提供すること。

　(2) 協力事業所に対する協力依頼（様式第3号）

　(3) 浜田市防災防犯メールによる協力依頼

　(4) 防災行政無線による協力依頼

　(5) 前各号のほか、状況に応じて取り得る手段

2 　協力事業所は、前項第2号の協力依頼を受けたときは、当該事業所の通常業務に支障のない範囲内において捜索に協力するものとする。

3 　協力事業所は、捜索対象者を発見し、若しくは保護し、又は発見に関する情報を取得したときは、速やかに浜田警察署長にその旨報告するものとする。

4 　浜田警察署長は、捜索が終了したときは、実施した手段ごとに、解除通知（様式第4号）を行うものとする。

（声かけ）

第7条　協力事業所は、身元不明者又は徘徊が疑われる高齢者等を認めたときは、声かけ、保護に努め、必要に応じて浜田警察署に通報するものとする。

（身元不明者照合）

第8条 　浜田警察署は、前条の通報を受けたときは、身元照合ほかの情報収集等により、身元の早期特定に努めるものとする。

2　 長期間身元が判明しない者については、各機関が連携し、定期的な身元

　照合を実施するものとする。

（個人情報の保護）

第9条　浜田市及び浜田警察署並びに協力事業所は、この事業の実施に当たって取得した情報を、この事業の目的以外の目的に使用してはならない。

（連絡会議）

第10条　浜田市長及び浜田警察署長は、この事業を適正かつ円滑に実施するため必要と認めるときは、ネットワークを構成する機関による連絡会議を適宜に開催する。

（事務局）

第11条　この事業の事務局は、浜田市健康医療対策課及び浜田警察署生活安全課に置く。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、浜田市長及び浜田警察署長が協議の上、別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。